

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

令和7年度 私立高等学校等授業料支援補助金の申請書を配付いたします。

保護者等の所得に応じて、年額 481,200 円～181,200 円が、国の「高等学校等就学支援金」とは別に上乗せされ、生徒本人に助成される大切な書類です。

以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等をご準備のうえご提出ください。

提出期限

令和7年7月17日(木)【期日厳守】【全員提出】

大阪府へは申請者全員分を一括して申請します。提出期限はくれぐれも厳守してください。

※ 詳しい内容を学校HP「在校生・保護者の方へ」に掲載していますので、必ずご確認ください。

※ 対象かどうかの判断が難しい場合は、申請していただくことを推奨します。



← 詳しい内容（記入方法や提出物など）はこちらから 必ず確認してください。

申請しない（対象外の）方

提出書類

（1）授業料支援申請書 裏面

授業料支援補助金の申請に関する確認書 <P4> 下記項目すべて記入

- ① 年 組 番 生徒名を記入
- ② 「1. 申請について」 申請しませんに ☒ してください。
- ③ 「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」 該当するものに☒してください。

申請する（対象の）方

提出書類

（1）授業料支援申請書（様式第1号の4） <P4,5> 下記項目すべて記入

- ◎申請者(生徒)に関する事項 ◎保護者等(父母)に関する事項
- ◎添付書類に関する事項 ◎確認事項(個人情報の取扱い等)
- ◎授業料支援補助金の申請に関する確認書

（2）健康保険証 貼付けシート

<<保護者が扶養する子どもが生徒本人を含め2人以上いる世帯 >>
<<所得区分が「B2、B3」または「C1、C2」ランクの世帯 >>

健康保険証等の写し＋在学(在校)証明書(19歳以上の子どもが含まれる場合)

(リーフレット P3「提出が必要な書類」 もご確認ください。)

- ※ 健康保険法等の改正により、健康保険証等の写しを提出する方は、「保険者番号」「被保険者等記号・番号」に黒塗り(マスキング)をお願い致します。
- ※ 健康保険証をマイナンバーカードに切り替え、返納した等で、お手元にない場合は、「扶養誓約書」を提出いただく必要がありますので、事務局へお問い合わせください。

※ 保護者の所得判定（令和7年度）に関する資料について（7月～翌3月）

今回、国の就学支援金（臨時支援金）の申請書も同時に配付していますので、大阪府の授業料支援補助金用として、もう一部マイナンバーカード（写）の添付や課税証明書を取りよせる必要はありません。

《 支 給 要 件 》 下記①～③のすべてを満たすことが条件となります。

①国の就学支援金を受給している生徒

※国の就学支援金対象にも係わらず、申請されていない方は受給できません。

②所得判定額算出基礎 4月～6月分…令和6年度 課税標準額 / 7月～3月分…令和7年度 課税標準額

保護者の「課税標準額」×6%－市町村民税の調整控除の父母合算が 251,100 円未満に該当する生徒
※同一の保護者等に扶養される子どもが生徒本人を含んで 2 人以上いる世帯は、304,200 円未満

③10月1日時点で在籍し、生徒及び保護者等(父母)が大阪府内に在住していること

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
大阪府 支援補助金 (4 月～6 月分) 算出基礎令和 6 年度 課税標準額			大阪府 支援補助金 (7 月～翌年 3 月分) 算出基礎令和 7 年度 課税標準額								
国 就学支援金 (4 月～6 月分) 算出基礎令和 6 年度 課税標準額			国 就学支援金 (7 月～翌年 3 月分) 算出基礎令和 7 年度 課税標準額								

	世帯の 子ども 人数	4 月～翌 3 月分 課税標準額×6%－調整 控除額の保護者の合算	就学支援金 (臨時支援金)	補助金	合 計
A		154,500 円未満	396,000 円	204,000 円	600,000 円★
B1	1 人	251,100 円未満	118,800 円	281,200 円	400,000 円◇
B2	2 人			381,200 円	500,000 円◇
B3	3 人以上			481,200 円	600,000 円◇
大阪府対象外	1 人	304,200 円未満		0 円	118,800 円#
C1	2 人			181,200 円	300,000 円#
C2	3 人以上			381,200 円	500,000 円#
対象外		304,200 円以上	(118,800 円)	0 円	118,800 円

◆★600,000 円が補助金額の上限であることから、本校の授業料(565,200 円)と超過授業料(23,400 円～70,200 円)の合計から 600,000 円との差額分を本校が奨学金として支給し、実質無償化となります。
尚、600,000 円を下回る授業料の場合は授業料額が上限となります。

◆◇B ランクについては、600,000 円を超える授業料の額を本校が奨学金として支給するため、保護者の授業料負担額は、実質無償化(子ども3人以上)又は 100,000 円(子ども2人)又は 200,000 円(子ども1人)となります。
尚、600,000 円を下回る授業料の場合は、実質無償化世帯は授業料額が上限に、無償化世帯以外は保護者負担 100,000 円又は 200,000 円を引いた額が補助限度額となります。

◆#C ランク(保護者が扶養する子どもが生徒本人を含め2人以上いる世帯に限る)の保護者の授業料負担額は、600,000 円を超える授業料の額に、300,000 円(子ども2人)又は 100,000 円(子ども3人)を加えた額となります。
尚、600,000 円を下回る授業料の場合は、保護者負担 300,000 円又は 100,000 円を引いた額が補助限度額となります。

お問合せ

四天王寺高等学校 事務局 総務課 庶務係
TEL 06(6772)6201